

# 議会運営委員会次第

日 時 令和8年3月24日（火）

午前10時開議

場 所 第3・4委員会室

## 1 開会

## 2 議題

### （1）令和8年第1回定例会の運営について

ア 緊急質問通告について

イ 議事日程について

ウ 陳情の採決方法について

エ 意見書等の取り扱いについて

オ 本日の本会議開会前の日程について

### （2）陳情の取り扱いについて

### （3）今後のタブレット端末の活用について

### （4）地方自治法の改正によるサイバーセキュリティを確保するための方針の策定について

### （5）市役所窓口受付時間の見直しに伴う対応について

### （6）令和8年度流山市議会議員研修会について

### （7）所管事務調査（行政視察）について

### （8）その他

ア 令和8年第2回定例会の会期日程について

イ その他

## 3 閉会

## 令和8年流山市議会第1回定例会日程表（第5号）

令和8年3月24日  
午後1時開議

※は、令和7年からの継続審査案件を示す。

- 第1 議案第1号 令和8年度流山市一般会計予算  
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第2 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度流山市一般会計補正予算（第5号））
- 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度流山市一般会計補正予算（第6号））
- 議案第4号 令和7年度流山市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第5号 流山市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第6号 流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第7号 令和8年度流山市介護保険特別会計予算
- 議案第8号 令和7年度流山市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第9号 流山市福社会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 流山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 流山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 令和8年度流山市国民健康保険特別会計予算
- 議案第13号 令和7年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

- 議案第14号 令和8年度流山市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第15号 令和7年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第3号)
- 議案第16号 流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 流山市企業等立地の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 令和8年度流山市土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第19号 令和7年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第20号 令和8年度流山市水道事業会計予算
- 議案第21号 専決処分の承認を求めることについて(令和7年度流山市水道事業会計補正予算(第2号))
- 議案第22号 令和7年度流山市水道事業会計補正予算(第3号)
- 議案第23号 令和8年度流山市下水道事業会計予算
- 議案第24号 令和7年度流山市下水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第25号 流山市初石駅施設整備基金条例を廃止する条例の制定について
- 議案第26号 流山市都市公園条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 流山市占用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 流山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第29号 東武野田線初石駅自由通路の整備工事の施行の委託に関する協定の変更について
- ※陳情第24号 「多子世帯の保育料負担軽減」を求める陳情書
- 陳情第2号 OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書の国への提出を求める陳情書
- 陳情第3号 「新型コロナウイルス感染症予防ワクチン接種時の予診票のデジタルデータ保存及び保存期間延長を求める」陳情書

- 陳情第 4 号 障がい者等、流山市タクシーチケットへの迎車料金  
対応助成金を求める陳情書  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第 3 発議第 1 号 国連憲章と国際法の遵守を強く求める決議について  
発議第 2 号 初石駅西口利用者の安全性向上を求める決議について
- 発議第 3 号 重層的支援体制整備事業に対する方針転換に抗議し、  
十分な予算措置を求める意見書について
- 発議第 4 号 非核三原則の堅持を求める意見書について  
発議第 5 号 物価高騰を超える老齢基礎年金額の引き上げを求め  
る意見書について  
(議案上程・提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 第 4 所管事務の継続調査について

# 令和8年流山市議会第1回定例会

## 委員会審査報告書

流 山 市 議 会

令和8年3月13日

流山市議会議長 石原 修治 様

予算審査特別委員長 笠原 久恵

## 予算審査特別委員会審査報告書

令和8年流山市議会第1回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

## 記

番 号	件 名	審査結果	備 考
議案第 1 号	令和8年度流山市一般会計予算	可 決	4 対 1

令和8年3月5日

流山市議会議長 石原 修治 様

総務委員長 渡辺 仁二

## 総務委員会審査報告書

令和8年流山市議会第1回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

## 記

番 号	件 名	審査結果	備 考
議案第 2 号	専決処分の承認を求めることについて (令和7年度流山市一般会計補正予算 (第5号))	承 認	全会一致
議案第 3 号	専決処分の承認を求めることについて (令和7年度流山市一般会計補正予算 (第6号))	承 認	全会一致
議案第 4 号	令和7年度流山市一般会計補正予算 (第7号)	可 決	5 対 1
議案第 5 号	流山市行政手続条例の一部を改正する 条例の制定について	可 決	全会一致
議案第 6 号	流山市手数料条例の一部を改正する条 例の制定について	可 決	5 対 1

令和8年3月4日

流山市議会議長 石原 修治 様

教育福祉委員長 海老原 功一

## 教育福祉委員会審査報告書

令和8年流山市議会第1回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

## 記

※は令和7年からの継続案件を示す。

番 号	件 名	審査結果	備 考
議案第7号	令和8年度流山市介護保険特別会計予算	可 決	5 対 1
議案第8号	令和7年度流山市介護保険特別会計補正予算(第3号)	可 決	全会一致
議案第9号	流山市福社会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	全会一致
議案第10号	流山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	5 対 1
議案第11号	流山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	5 対 1
※陳情第24号	「多子世帯の保育料負担軽減」を求める陳情書	採 択	全会一致
陳情第3号	「新型コロナウイルス感染症予防ワクチン接種時の予診票のデジタルデータ保存及び保存期間延長を求める」陳情書	採 択	全会一致
陳情第4号	障がい者等、流山市タクシーチケットへの迎車料金対応助成金を求める陳情書	不 採 択	1 対 5

令和8年3月2日

流山市議会議長 石原 修治 様

市民経済委員長 おだぎり たかし

## 市民経済委員会審査報告書

令和8年流山市議会第1回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

## 記

番 号	件 名	審査結果	備 考
議案第12号	令和8年度流山市国民健康保険特別会計予算	可 決	全会一致
議案第13号	令和7年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	可 決	全会一致
議案第14号	令和8年度流山市後期高齢者医療特別会計予算	可 決	全会一致
議案第15号	令和7年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	可 決	全会一致
議案第16号	流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	全会一致
議案第17号	流山市企業等立地の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	5 対 1
陳情第2号	OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書の国への提出を求める陳情書	不採択	1 対 5

令和8年3月3日

流山市議会議長 石原 修治 様

都市建設委員長 西尾 段

## 都市建設委員会審査報告書

令和8年流山市議会第1回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

## 記

番 号	件 名	審査結果	備 考
議案第18号	令和8年度流山市土地区画整理事業特別会計予算	可 決	5 対 1
議案第19号	令和7年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	可 決	全会一致
議案第20号	令和8年度流山市水道事業会計予算	可 決	5 対 1
議案第21号	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度流山市水道事業会計補正予算（第2号））	承 認	全会一致
議案第22号	令和7年度流山市水道事業会計補正予算（第3号）	可 決	全会一致
議案第23号	令和8年度流山市下水道事業会計予算	可 決	5 対 1
議案第24号	令和7年度流山市下水道事業会計補正予算（第2号）	可 決	全会一致
議案第25号	流山市初石駅施設整備基金条例を廃止する条例の制定について	可 決	全会一致
議案第26号	流山市都市公園条例等の一部を改正する条例の制定について	可 決	全会一致

議案第27号	流山市占用料条例の一部を改正する条例の制定について	可	決	全会一致
議案第28号	流山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	可	決	全会一致
議案第29号	東武野田線初石駅自由通路の整備工事の施行の委託に関する協定の変更について	可	決	全会一致

令和8年流山市議会第1回定例会

委員長報告書

## 予算審査特別委員会委員長報告書

令和8年3月24日

予算審査特別委員会に付託されました議案第1号「令和8年度流山市一般会計予算」について、審査の経過及び結果を報告します。

本委員会は、去る2月26日の本会議において設置され、同時に議案第1号を付託されたものです。同日、第1回目の特別委員会を開催し、委員長に私、笠原久恵が、副委員長に中川弘委員が選任されました。

3月9日から延べ4日間にわたり委員会を開催し、慎重な審査を行ったものです。

また、3月11日のまちづくり推進部、土木部に関する歳入歳出の質疑終結前におだぎり委員から議案第1号に対する修正案が提出されたため、原案とあわせて議題としました。

この修正案の内容を申し上げますと、歳入では、国庫支出金、繰入金及び市債の減額補正を行い、歳出では、土木費の減額補正を行い、歳入歳出それぞれ、2億7,194万2千円を減額し、予算総額を894億2,005万8千円とするものです。

討論については、3月11日におだぎり委員から提出があった修正案についてのみ討論を行うこととし、原案についての討論は、省略することに決定しました。

審査の過程における修正案に対する討論として、

### 1 修正案に賛成の立場で討論する。

本修正案は、流山おおたかの森駅周辺まちなみづくり事業のうち、「流山おおたかの森駅前センター地区道路整備」に係る工事費を削除するものである。私はまちの発展を否定するものではない。しかし、現在の計画には看過できない重大な懸念があり、今のまま予算を執行することは、市民に対する責任を果たせるとは到底言い難い状況にある。

第1に、交通安全及び深刻な渋滞による生活圏の分断である。

本事業において、最も利用されていた横断歩道が廃止されることで、歩行者の動線が遮断され、視認性が著しく低下している。特に、色彩のコントラストの不備は、弱視の方や高齢者にとって命に関わる危険を招きかねない。加えて、流山おおたかの森駅西口は、送迎やバスの通行を含め、車両の進入が極めて多い箇所である。現状でも幹線道路にはショ

ショッピングセンターの駐車場出入口が4か所も存在し、繁忙期には深刻な渋滞が発生している。当初、駅へ進入できる道路は3か所あったが、1工区の一方通行化により2か所に減り、今回の2工区に着手すれば実質1か所に集中することになる。渋滞が激化することは火を見るよりも明らかであり、駅より北側の住民にとって、西口へのアクセスが著しく不便になることは看過できない。「誰一人取り残さない」まちづくりを標榜しながら、安全や移動の平穩を脅かすような計画を強行に進めるべきではない。

第2に、住民への説明責任と負担の不均衡である。

執行部は「資産価値の向上」を掲げているが、その一方で固定資産税増額の可能性を含めた住民負担増への具体的な説明は極めて不十分である。地域住民の中には、この急激な変化に戸惑い、躊躇されている方々が多くいる。一部の景観整備のために、安全や納得感を置き去りにすることは、地方自治の本来あるべき姿ではない。

第3に、財源配分の優先順位である。

市内を見渡せば、補修を待ちわびている歩道や道路が数多く存在する。また、小中学校の校舎や公共施設の老朽化対策は一刻の猶予も許されない。限られた財源は、華美な装飾的事業よりも、市民の日常生活に直結する安全・安心の基盤整備にこそ優先して投入すべきである。

かつて本会議において、公立幼稚園の廃止方針に対し、議会が慎重な判断を下したことがあった。その結果、現在、市内全域の幼稚園・保育園・小学校で、配慮を必要とする多くのこどもたちへの支援が守られている。あの時の議会の判断があったからこそ、救われた未来がある。

行政の計画をただ追認するのではなく、立ち止まり、再考を促すことこそが、市民から託された我々議会の使命である。拙速な事業推進を一旦停止し、真に市民が納得し、安全を実感できる計画へと練り直すべきである。

議員各位におかれては、市民の生命と安全、そして健全な財政運営を守るため、本修正案に賛同賜るよう強く願います。

2 1点指摘し、修正案に賛成の立場で討論する。

第1は、平穩な生活と市民の安全・安心を壊す可能性があるからである。

2月28日土曜日午前中に開かれた説明会では、大型ショッピングセ

ンターの歩行者入口近くと、東武線側歩道を結ぶ横断歩道が廃止されることに伴い、不安や懸念が多く示された。このことは市も認めている。一方、市民から最も危険性が指摘された横断歩道部分の歩行者数調査が実施されていないことも発覚した。

横断歩道廃止の原因をつくったのは、「回遊性を高めるためには、通行車両を減らす必要がある、だから道路の一方通行化」という「いざきロード」の画一的な目的を機械的に地域に押しつけたことで、地域のメイン道路とサブ道路の変更が余儀なくされ、道路を横断する歩行者の視認性の確保が難しくなったからである。

その他にも、「人と車の交錯の改善」を求める声はなかった」と市も認めており、事業目的はもはや薄れている。また「回遊性」についても、一方通行化する道路の自由な横断という市の「回遊性」ではなく、歩道と横断歩道をこれまで通り安全に利用する市民目線の「回遊性」を求める意見も説明会では聞かれている。この不安や懸念、要望を放置したまま、早期工事着手は絶対にあってはならない。

第2は、市民に役立つ市役所を変貌させるからである。

「いざきロード」は「市民要望はない」と議会でも開き直り、すでに3億8,944万2千円も投下された。さらに令和8年度当初予算には2億7,194万2千円も計上し、計画上の総事業費は6億7,865万4千円にもなる。

一方、議会で会派を超えて要望されてきた様々な事業は数百万円単位でもなかなか実現しない。また、庁内各課でも数十万円単位の予算要望ですらなかなか実現されない。そもそも流山おおたかの森駅前センター地区道路は、平成11年度に事業認可を受けた区画整理事業で、井崎市長就任後に具体的工事に着手した道路の一つである。特に「いざきロード」2工区道路は、令和2年1月の市道認定からわずか6年、苦情もないのに、道路を掘り起こし、再整備する。こんな浪費が許されていいはずがないし、多くの地権者から頂いた清算金や減歩、国費は将来性もなく、無駄使いだったことを意味する。

さらに2月28日の説明会では、「融通が利かない警察に対し、市民の声を聴いて動く市役所」というスタンスに私は危うさを強く感じた。そもそも計画当初から、警察が懸念を繰り返して示していたにもかかわらず、公費をつぎ込み、無理やり事業化を推し進めてきた市長の責任は市民に

隠されている。通学路合同点検を経て、児童生徒の登下校時の安全を向上するために設置を求めてきた横断歩道は、過去5年間で市内70か所、一か所も実現できないことは土木部のみにしわ寄せし、「いぎきロード」となれば市長は語気を強め、横断歩道設置を求め、何度でも協議するわけである。しかも設置に努力する姿勢を示しつつも、事業完成令和8年度末という工期延期は明示しない。

その他2工区工事後には、西口ロータリーへ向かう車両も千葉銀行前で平日も休日も大幅増となる予測である。流山おおたかの森駅西口ロータリーへの進入路は1本のみとなり、混雑時でも、災害時でも、バスや一般車両から逃げ道を奪ってもお構いなしである。

つまり、流山市自治基本条例も、流山市市民参加条例も、二元代表制も言葉だけ、警察や土木部の日々の努力も、計画的な区画整理事業も、信頼感に泥を塗り、児童生徒の安全向上も二の次、市長のワンマンが優先される。

以上、住民の福祉の増進どころか、悪化と破壊につながる可能性があり、今すぐ工事着手する必要性も、正当性も、緊急性もないことから、令和8年度については全額、削除すべきと重ねて指摘する。

### 3 1点要望し、修正案に反対の立場で討論する

まず2工区について、住民へのさらなる丁寧な説明が必要である点は同意見であるが、現時点で予算をゼロとすることには慎重であるべきと考え、以下4点述べる。

1点目、各部局別審査で話題になった固定資産税と「まちの価値」の関係についてである。

固定資産税の上昇は目的ではなく、行政と民間、市民が共に進めてきたまちづくりが市場から高く評価された結果で、中長期的な指標として重要で「上がる」ことは確定していない。

まちづくりを取り組んだ結果、得られる税収が、市内全域の教育や福祉といった公共サービスを支える原資となり、この「まちの価値を市民に還元する」という視点を欠いては、持続可能な都市経営は成り立たない。また、市場評価を否定することは、空きビルの増加などを肯定することにもなりかねないことも想像して、中長期的な指標に使っていくことが大切である。

2点目、商業地の役割についてである。

本地区が「商売の場」として活気を保つことは、市の財政を支える基盤になる。近隣の商業施設からは多額の固定資産税が納められており、市全体を支える力となっている。もしここが商業地ではなくマンションとなっていれば、学校不足などの行政課題を招いていた可能性もある。商業環境を整えることは、将来の過度な財政負担を抑える可能性を見出す視点も忘れてはならない。

3点目、景観政策と安全の両立についてである。

まず、住民説明会で声が集中した横断歩道の位置や安全対策については、市が住民の声を代弁し、警察と粘り強く協議することが重要である。説明会后、参加者へヒアリングしたところ、全区間一方通行化を希望する声や1工区の様子を見たいという声もあり、「白紙」という方ばかりではなかったと考える。

景観政策は、本来、単なる見た目だけの整備ではなく、キラキラした商業看板を抑え、安全性を高めるユニバーサルデザインの視点が含まれている。

これまで、子ども達が信号待ちをする際のポールや、「とまれ」という足のマークも、景観に配慮しながらも強度の高いものが、どのようなものがよいのか、答えのない中でひねり出してきたものである。

総括質疑では、カラーユニバーサルデザインの考えを取り入れるという答弁があった。行政が交通整理をし、安全性とデザインのより良いバランスを見出していきたい。

4点目、人口急減社会における柔軟な対応についてである。

日本全体が人口急減社会にある中、都市間競争は、したくなくとも避けられない現実がある。拙速は避けるべきであるが、可能性のある事業の機を逃さず、都市間競争に勝てる体力と魅力をつくろうとすることは大切なことだと考える。

より解像度の高い説明と慎重な進め方を求めるが、以上の点から「すべて白紙」という判断もできかねるというところである。

こもればストリートを利用する市民や沿道にお住まいの方及び市のまちづくりに共感し、市と共に「まちなみづくり指針」をつくりあげた方々に対し、より詳細で丁寧な説明を行い、伺った意見を計画に反映させることを強く要望する。

がありました。

初めに、議案第1号に対する修正案について採決した結果、2対3をもって否決されました。

次に、議案第1号の原案について採決した結果、4対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

審査後、別紙のとおり、各委員より55項目にわたり、執行部への指摘要望事項が提出され、3月18日には、協議会及び委員会を開催し、32項目にわたる議会全体の合意事項をまとめたところです。

市当局においては、これらの指摘要望事項及び議会全体の合意事項を真摯に受けとめられ、今後の行財政運営に万全を期されることを望みます。

以上

## 総務委員会委員長報告書

令和8年3月24日

総務委員会に付託されました議案5件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、議案第2号「専決処分の承認を求めることについて（令和7年度流山市一般会計補正予算（第5号）」について報告します。

本案は、国の物価高騰に係る交付金及び補助金を活用して実施する、こども1人につき2万円を支給するための経費や、市民におこめ券を配布するための経費、水道の基本料金を免除するための経費、学校給食の食材購入に関する経費について、特に緊急を要したため、令和8年1月9日付けで、令和7年度流山市一般会計補正予算第5号について専決処分したので、その承認を求めるもので、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ22億4,728万8千円を追加し、補正後の予算総額を924億742万2千円とするものです。

審査の過程における討論として、

1 1点要望し、賛成の立場で討論する。

令和8年に入っても物価が高止まりし、食料品や光熱費など生活必需品の値上がりが家計を直撃している。先進自治体の取組を率直に学び、我が党が要望したおこめ券の配布、給食費の負担軽減、水道料金の減免がやっと盛り込まれた。今後は、市民要望に早期に対応した施策を求める。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり承認すべきものと決定しました。

次に、議案第3号「専決処分の承認を求めることについて（令和7年度流山市一般会計補正予算（第6号）」について報告します。

本案は、令和8年2月8日の衆議院議員総選挙に係る経費について、特に緊急を要したため、同年1月19日付けで、令和7年度流山市一般会計補正予算第6号について専決処分をしたので、その承認を求めるもので、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ8,494万7千円を追加し、補正後の予算額を924億9,236万9千円とするものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり承認すべきものと決定しました。

次に、議案第4号「令和7年度流山市一般会計補正予算（第7号）」に

ついて報告します。

本案は、歳出では、令和8年度に予定していた小学校の校舎改修など、教育環境の整備を前倒しで行う経費等を追加し、歳入では、前倒しに伴う国庫支出金や地方債を追加するなど所要の補正を行うもので、既定の歳入歳出予算にそれぞれ22億7,084万7千円を追加し、補正後の予算総額を947億6,321万6千円とするものです。

審査の過程における討論として、

1 2点要望し、賛成の立場で討論する。

本補正予算は、補正額22億7,084万7千円を計上し、総額を947億6,321万6千円とするものである。内容を精査すると、市民生活の基盤を支える福祉施策、子育て支援、教育環境整備、さらには都市基盤整備に至るまで、多岐にわたる重要施策に対応するものであり、現状に即した補正であると評価する。

まず、障害者自立支援給付事業について、介護給付・訓練等給付費の増額は、制度の安定運営を図る上で不可欠なものである。利用者の増加や支援ニーズの多様化が背景にあるものと考えるが、これは本市において障害福祉サービスが必要とされ、実際に活用されている証左でもある。今後も利用者の増加が見込まれる中、必要な方に必要な支援が確実に届く体制を維持・強化していくことを求め、本増額は妥当な措置であるとする。

次に、私立保育所等運営補助事業については、国・県の補助基準額改定への対応、保育士等の処遇改善、物価高騰への対応などが主な要因であると理解する。子育て世代の流入が続く本市において、保育の質と量を確保することは最重要課題の一つである。市の負担増が一定程度生じるとしても、将来への投資として適切な支出である。

次に、初石駅施設整備事業については、自由通路及び橋上駅舎の完成により、地域の利便性が大きく向上した。減額補正は事業費確定に伴う整理であり、財政規律の観点からも妥当なものである。東口駅前広場の整備、西口駅前広場の今後の計画についても、地域住民の声を踏まえながら着実に進めていただきたい。

次に、ICT学習空間整備事業について、電子黒板の整備やネットワーク環境の改善は、こどもたちの学びの質を大きく向上させるものである。視覚的理解の促進、双方向型授業の実現、個別最適な学びへの対応など、多くのメリットが期待される。ネットワーク環境の安定化も、今後の教育活動に不可欠であり、本補正は未来への投資であると評価する。

次に、小学校校舎等リニューアル事業について、江戸川台小学校及び東

小学校のリニューアルが着実に進められていることは大いに評価する。老朽化対策のみならず、学習環境の向上、安全性の確保という観点からも極めて重要な事業だが、国庫補助金の採択状況や財源制約により、全ての小学校を同時にリニューアルすることが困難である現実も理解する。それでもなお、こどもたちの心情を思えば、「なぜ自分たちの学校はまだなのか」という思いを抱かせない配慮が必要である。全面改修が段階的にならざるを得ないとしても、例えばカーテンの更新や内装の一部改修など、比較的早期に実施可能な整備から順次着手することで、学校間の体感的な格差をできる限り縮小する努力を強く求める。こどもたちは、与えられた環境の中で日々学び、成長しているからこそ、行政はその環境を少しでも良いものにしていく責務がある。本事業がその確かな一歩となることを期待する。

以上、本補正予算は、市民生活の安心と未来への投資を両立させるものであり、全体として妥当かつ必要な措置であると判断する。

## 2 2点要望し、賛成の立場で討論する。

本補正予算は、国の交付要綱改正に伴う基準額の見直しや、事業実績に応じた精査、さらには国補正予算を活用した教育環境整備の前倒しなど、いずれも必要性和妥当性が確認できる内容となっている。

重層的支援体制整備事業交付金の減額については、国基準の変更によるものであり、事業内容やサービス内容が変わらないことを確認した。今後も重層的支援のサービス内容が低下しないことを要望する。

国際交流基金積立事業は、寄附金と利子を適切に積み立て、今後の国際交流事業の安定的な推進に資するものである。平和施策に来年度から基金が運用されることは評価する。

ひとり親家庭等生活向上事業の減額は、中学1年生の申請件数が少なかったことによるものであり、必要な方に確実に届く周知の強化を求める。

自転車ネットワーク整備の推進、交通事業者への燃料価格高騰対策支援金の計上はいずれも市民生活の安全・利便性向上に資するものである。

また、ICT学習空間整備事業では、国補正予算を活用し、中学校電子黒板の前倒し整備と小中学校ネットワーク環境の改善が図られ、教育現場のICT活用を大きく前進させるものである。小学校のバリアフリー化や安全対策工事も、児童の安全確保に不可欠な投資と認める。

以上より、本補正予算は、市民生活の安定、教育環境の充実、行政運営の効率化に資する内容であり、財政的にも適切であると判断する。

## 3 4点指摘し、反対の立場で討論する。

1つは、歳入で個人市民税現年課税分追加が4億円もあり、増収が続いているので、市民への福祉、教育、医療、また困窮する市民生活への積極的対策を図るよう求める。

2つは、本補正予算では、強い市民要望であり、我が党も求めてきた教育施設への老朽化対策・リニューアル工事が大きく前進するので、引き続き対応していただきたい。

3つは、生活保護をめぐる裁判では、我が党は、原告とともに運動を広げてきた。基準引下げを進めた国を断罪した原告勝利判決により、一部支給の目途がたった。この判決を見ることなく永眠された原告団の方には、心より哀悼の意と敬意を表す。さらには政府に対し、制度を改正し全額を遡及するよう、改めて求める。また、支給資格があるのに連絡すらせず支給枠を狭くしようとしていることは許せない。過去のデータがあるのだから住所が不明でもお知らせすべきと強く指摘する。

最後に、通称いぎきロード2工区の地元説明会が2月28日に開催され、懸念や異論が相次いだ。市民要望もなく、市長が押し付ける大型公共事業はそもそも不要不急だが、明確に事業の回遊性と安全性について地元住民から否定する声がある以上、ストップすることが民主主義であるし、市民参加条例を持つ本市の取るべき判断だと強く指摘するとともに、改めていぎきロードは中止・凍結すべきである。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第6号「流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律によるマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴い、引用条文の整理を行うものです。

審査の過程における討論として、

1 反対の立場で討論する。

建替え決議要件の緩和はやむを得ないが、建替えに参加しない反対少数者への生活や居住の権利の擁護、経済的に厳しい世帯の居住権、契約期間が残っている貸借人の生活権の保護に支障となる懸念や恐れが払拭できない。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第5号「流山市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による行政手続法の一部改正に合わせ、聴聞及び弁明の機会の付与の手続に係る公示送達を、インターネットによる公表を前提とした方法に見直すものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上

## 教育福祉委員会委員長報告書

令和8年3月24日

教育福祉委員会に付託されました議案5件、陳情3件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、陳情第24号「多子世帯の保育料負担軽減」を求める陳情書について報告します。

本件は、令和8年度から第1子、第2子の年齢や保護者の収入に関わらず、第3子以降の保育料を無償にすることを求めるものです。

なお、本件は令和7年第4回定例会において本委員会に付託され、さらに調査、研究する必要があったことから、閉会中の継続審査となったものであります。

初めに、当局より、

継続審査となる審査の際に、他市状況についての調査を行うこととの御指摘をいただいたことから、東葛6市と市川市・船橋市・浦安市・習志野市を加えた10市に、令和8年1月時点での現状について確認を行いました。

その結果は、軽減の大きい順に、市川市が第2子以降完全無償化、中核市である船橋市・柏市に浦安市を加えた3市が、第2子半額・第3子無償化の基準となる第1子の年齢制限を廃止しており、松戸市・鎌ヶ谷市は、第2子については国の基準どおり第1子を未就学児とし、第3子無償化の第1子を、松戸市は制限廃止、鎌ヶ谷市は18歳以下としていました。

浦安市については、令和8年度予算で、東京都と同様の保育料無償化分5億8千万円を予算計上するとの報道発表がこの2月にあり、県内初の完全無償化と報道されています。

習志野市・野田市・我孫子市の3市については、第2子半額・第3子無償化ともに、全て国の基準通り第1子を未就学児としています。

10市のうち、第3子について市独自の軽減の拡充を行っているのが、本市を含めた7市、第2子について拡充を行っているのは4市、第1子について軽減を行っているのは、令和8年度予算が成立する前提となり

ますが浦安市1市となります。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

### 1 採択の立場で討論する。

採択の理由は主に2点あり、1点目として近年の食材費をはじめとする物価の高騰は深刻さを増しており、多子世帯のような食べ盛りのこどもを持つ世帯の経済的な負担軽減策は、より積極的に行うべきである。

2点目として、県下でも浦安市のような保育料の無償化を導入する自治体が出現する中、「母になるなら、流山市。」「父になるなら、流山市。」とのシティプロモーションを長年にわたり展開し、共働きの子育て世代を積極的に誘致してきた本市こそ、どの自治体よりも子育て世帯に手厚く、県下の他自治体の一歩先を行くような各種子育て支援サービスの充実を図るべきである。

### 2 採択の立場で討論する。

流山市は年少人口が多く、子育てをしながら働き続けられる保育環境の整備は不可欠である。一方で、この旺盛な保育需要を支えるための民生費は右肩上がりに増加しており、一自治体の財源だけで賄うには限界がある。

国が「こども・子育て支援」への注力を明示している今、国全体で支える仕組みがなければ、本市のような自治体にとって持続可能な支援は困難である。今後、市独自の追加助成を継続していくことは、決して容易ではない。

しかしながら、近隣自治体の動向や物価高騰による教育費への影響を鑑みれば、多子世帯の経済的負担は極めて深刻である。「流山市に長く住み続けたい」と感じていただける環境を維持するため採択とする。

### 3 採択の立場で討論する。

多子世帯の保育料負担軽減は、少子化対策として劇的な出生数増加をもたらす施策であるとは考えない。しかしながら、子育て世帯の経済的負担を具体的に軽減するという点において、一定の意義があると考ええる。

本市はこれまで、保育所整備や人員配置、きめ細かな補助制度など、環境整備型の子育て支援に力を注いできた。運営費や加配補助など、多額の予算を投じ、安心して預けられる体制づくりに取り組んできたことは高く評価できる。その上で、物価高騰や社会保険料負担の増加など、

子育て世帯を取り巻く経済状況が厳しさを増している現状を踏まえれば、直接的な負担軽減策についても検討する段階にきているのではないか。

現時点での人数の想定で年間4,800万円という金額は決して小さくない。しかしながら、こどもを産み育てる世帯が「ここで子育てを続けられる」と感じられる環境を整えることは、本市の将来への投資である。

子育て支援は、環境整備と給付型支援のどちらか一方ではなく、両輪で進めていくべきものである。本陳情は、そのバランスを図る一つの選択肢として意義があると判断した。

#### 4 採択の立場で討論する。

近年自治体の子育て支援策は大きく前進している。東京都は第1子から、浦安市も保育料無償化に続こうとし、近隣の柏市や松戸市では第3子の保育料を完全無償化している。

本市は、これまで「都心から一番近い森のまち」「母になるなら、流山市。」というキャッチフレーズのもと、多くの子育て世代を迎え入れてきた。保育園整備やインフラ整備が進み、子育てのまちとして評価を得てきた。しかし、今求められているのは、住みたい街であることに止まらず、住み続けたい街である。実際に暮らす中で支援の充実を期待する声も聞かれる。少子化が進む中、こどもを複数人持ちたいという家族を後押しすることは、本市が掲げてきた子育てのまちという理念をより確かなものとすると考えられるため、本陳情を前向きに受け止めるべきと考える。

#### 5 1点要望し、採択の立場で討論する。

物価高騰が続く中で、子育て世帯にとっては保育料の負担が家計に重くのしかかっている。

千葉県内では、市川市や市原市が、多子世帯の負担軽減のため、第2子以降の保育料を無償化した。千葉市では、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無償化、隣りの柏市でも世帯所得や、第1子の年齢にかかわらず、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無償化した。本市は「母になるなら、流山市。」と大々的に宣伝して、子育て世帯を呼び込んできたのだから、その責任を果たすためにも、他市と同様に、子育て世帯の保育料負担を軽くして、子育てしやすい環境づくりに努めるべきである。

さらに、多子世帯の負担は保育料にとどまらず、小学校に入学時には、ランドセルや絵の具セット、習字道具などが人数分必要であり、中学校入学では、制服やジャージなどが人数分必要、さらに修学旅行費や卒業アルバム代なども、こどもが3人以上となると毎月の支払も3倍以上と、経済的負担がより重くのしかかる。また、現在大流行しているインフルエンザ予防接種では、こどもは2回接種が必要であり、こどもの数に応じて倍で経費がかかることについても改善要望が出ている。

多子世帯の経済的負担は保育料だけではないことも考慮して、担当課には支援策の検討を要望する。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第3号「「新型コロナウイルス感染症予防ワクチン接種時の予診票のデジタルデータ保存及び保存期間延長を求める」陳情書」について報告します。

本件は、新型コロナウイルス感染症予防ワクチン接種時の予診票について、紙媒体に限定せずデジタルデータとして保存し、保存期間を現行の5年間から延長すること、延長にあたっては国の動向や他の地自治体の事例を参考にしつつ、市民の健康に関する将来的な問い合わせや確認に十分対応できる期間とすることを求めるものです。

初めに、当局より、

これまでは、予防接種法施行規則の規定に基づき、紙媒体の予診票及び接種記録のデータの保存期間を5年間としてきました。令和8年度以降、特定臨時接種で行った接種に係る記録が保存期限を迎えるにあたり、再検討を行い保存期間を延長することとしました。保存期間を何年にするのかなど保存方法を含め現在検討しています。

また、予防接種事務のデジタル化として、現在デジタル庁を中心に、住民、医療機関、自治体間をつなぐ情報連携基盤であるPMHの開発が進められており、令和8年度以降環境が整った自治体から予診票のデジタル化を開始する方針が示されているため、本市においてもシステム改修等準備ができた段階で、PMHと連携した予診票のデジタル化を予定しています。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

1 採択の立場で討論する。

健康被害や、副反応に関する相談や申請があった場合に、当時の状況確認ができる予診票の保存は重要だと考える。

また、国でも、流山市でも、同じような健康被害の問題が議論されており、その検証のためにもデータの保存は必要だと考える。  
がありました。

採決の結果、全会一致をもって、採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第4号「障がい者等、流山市タクシーチケットへの迎車料金対応助成金を求める陳情書」について報告します。

本件は、タクシーチケット（福祉タクシー券）1枚を恒久的に「720円」を担保することを求めるものです。

初めに、当局より、

本市の福祉タクシー助成制度は、身体障害者手帳1、2級及び下肢障害3級の方、療育手帳A以上の方、精神障害者福祉手帳1級の方を対象に、1か月当たり6枚、透析患者の方は8枚のタクシー券を交付し、1回の乗車につき720円を上限として運賃から差し引かれる仕組みです。

助成額の設定に関し、タクシー料金の9割分をタクシー券により助成し、残りの1割を障害者手帳の提示により割引となることで、概ね2キロメートルのタクシー乗車を自己負担なく利用できるようにしているものです。現在のところ補助額720円を変更する考えはありません。

また、あくまで運賃に対し助成を行うという考えから、運賃とは別の迎車料金は助成の対象外としています。仮に、迎車料金にも助成を行うとした場合、この助成制度に必要な不可欠なタクシー事業者の方々に、迎車の有無により2つの料金パターンを使い分けていただくこと、タクシー業界が独自に実施している割引については迎車料金に適用されないことから、さらに別の料金を計算していただくこととなります。

こうした状況を鑑みて、これまで運賃を軸とした制度運営を行っております。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

1 1点要望し、不採択の立場で討論する。

陳情名では迎車料金の助成を求めるタイトル、しかし、陳情項目では迎車料金には一切触れず、唐突に、恒久的に720円を強く望むと、陳

情のタイトルと陳情項目がちぐはぐで乖離がある。

福祉タクシー券について、障害者の方達からの願いとして、恒久的に720円というよりも、1乗車1枚という利用制限をしないで1乗車2枚から3枚使えるようにしてほしい、という要望を多く聞いている。

この制度は、障害者の外出を支援し、社会参加を促すためにも重要な施策として位置付けられており、福祉タクシー券の複数枚利用を解禁するなど、多くの障害者の要求に合わせた制度の充実を求める。

がありました。

採決の結果、1対5をもって、不採択すべきものと決定しました。

次に、議案第8号「令和7年度流山市介護保険特別会計補正予算（第3号）」について報告します。

本案は、介護認定審査事業及び介護認定調査等事業と、介護予防・生活支援サービス事業及び在宅医療介護連携推進事業の歳出を決算の見地から減額することから、関連する歳入についても減額する等所要の補正を行うもので、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ3,434万3千円を減額し、154億6,227万円とするものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第7号「令和8年度流山市介護保険特別会計予算」について報告します。

本案は、保険料の賦課徴収、被保険者の管理、介護サービス費等の保険給付費及び地域支援事業費等の所要額を計上し、これらの財源として介護保険料、支払基金交付金、国・県支出金、一般会計からの繰入金等をもって充て、歳入歳出予算総額を対前年度比4億8,537万1千円、3.1%増の159億7,595万8千円とするものです。

審査の過程における討論として、

1 1点要望し、賛成の立場で討論する。

深刻さを増す介護人材不足の解消に向け、令和8年度はより一層の確保策や支援策が講じられること。また、介護予防や居宅介護に関する各種支援の充実が図られることや、成年後見制度中核機関運営事業についても対応件数の増加が見込まれる中、それに見合った事業内容の充実が図られる。担当部局には、市民等へ新しい認知症観の更なる普及に取り組み、認知症の方やその御家族がより安心して暮らせる環境整備に尽力

することを要望する。

## 2 賛成の立場で討論する。

要介護認定件数の増加を見込み、保険給付費が大幅に増加している。高齢化の進行を踏まえれば、必要な給付を確保することは極めて重要であり、介護人材確保への取組も含め、現場を支える予算であると受け止めている。

一方で、次期高齢者支援計画は令和9年度からのスタートとなることから、令和8年度は現行計画の総括と検証を行いながら次期計画へとつなげていく重要な年度であると考えます。基金繰入の状況や地域支援事業費の推移についても、単年度の増減にとどまらず、中長期的な視点で整理し、持続可能な制度運営となるよう丁寧に検証を進められたい。

令和8年度が、給付を支えるだけでなく、次期計画に向けた確かな検証と準備の一年となることを期待する。

## 3 1点要望し、賛成の立場で討論する。

令和8年度は第10期高齢者支援計画の準備の最終年度である。2025年問題が過ぎ、団塊の世代が75歳を迎えてこれから介護認定が増えると予定していたが、1款3項1目介護認定審査会費の当初予算額は前年度比で105万9千円も減額するなど、介護予防に取り組んでいることが質疑にて確認できた。

人材確保策についても、本市独自の介護職員処遇改善事業を国に先駆けて取り組んでおり、来年度6月より国による介護職員等処遇改善が始まることから、さらに周知し人材確保により力を入れ、介護認定を受けた方が良質な介護を受けられるよう、そして第10期高齢者支援計画をより良いものにすることを強く要望する。

## 4 2点指摘し、反対の立場で討論する。

人手不足と経営悪化による介護事業所の撤退・廃業・倒産が全国で続出している。特に、国が訪問介護の基本報酬を削減したことが大きな打撃となり、介護事業所の倒産は2年連続で過去最高を更新した。また、現役世代の介護離職は年間10万人にのぼるなど、要介護者の家族の負担も重くなっている。

国も深刻な事態を認めざるを得なくなり、2026年度の予算案では、介護報酬の2.03%のプラス改定を行う方針を打ち出した。しかし、2024年に引き下げられた訪問介護の報酬はそのままにするという方

針である。

また、国は介護利用料2割負担の対象拡大や、ケアプランの有料化、要介護1と2の生活援助サービスなどを保険給付から外す、という、さらなる負担増と給付削減の大改悪を計画している。

2割負担の拡大は昨年末、反対世論に押されて社会保障審議会の結論を1年先送りにしたが、予定通り2027年実施の方向を変えていない。

本市では、担当課の努力で、市単独事業として介護職員処遇改善が引き続き、令和8年度も行われるということの評価するが、大元の国がさらなる負担増と給付抑制を繰り返し、政府自ら使いづらい介護保険制度にしてきたことに問題があり、制度の立て直しと大幅な国庫負担の引き上げこそ必要だと指摘する。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第10号「流山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を報告します。

本案は、介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第420号）による介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部改正を受け、保険料率の算定に関する合計所得の額の算定方法の特例及び保険料率の算定に関する基準の特例を設けようとするものです。

審査の過程における討論として、

1 1点指摘し、反対の立場で討論する。

国の税制改正によって、財政的に穴が空くというなら、その分は国が全額補てんするべきである。

そもそも働いても働いても生活が楽にならない、給料が上がらない、という国民世論から国は給与所得控除の改正に踏み切ったわけで、それによって介護保険料収入が減るから被保険者から徴収するというやり方は本末転倒であり、このようなやり方は許されない。

国改正に伴う穴埋めは、国が全額補てんするべきだと重ねて強く指摘する。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第9号「流山市福社会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を報告します。

本案は、流山市下花輪福社会館の浴室について、市民以外の者の使用を可能とするとともに、その利用料を定めようとするものです。

審査の過程における討論として、

1 賛成の立場で討論する。

今までは、市内在住者、特例としての市外の者の利用であったが、条例に市外の者の利用を規定することで、公平性を担保した料金設定としている。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第11号「流山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を報告します。

本案は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第96号）による乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業者が規程を定めておかなければならない乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項のうち、事業対象乳児及び事業対象幼児の区分ごとに利用定員を定めるとしていたものを当該区分によらず利用定員の総数を定めると改めるほか、所要の改正をするものです。

審査の過程における討論として、

1 反対の立場で討論する。

我が党は、こども誰でも通園制度そのものに反対しているので、今回の条例の一部改正に反対する。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上

## 市民経済委員会委員長報告書

令和 8 年 3 月 2 4 日

市民経済委員会に付託されました議案 6 件、陳情 1 件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、陳情第 2 号「O T C 類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書の国への提出を求める陳情書」について報告します。

本件は、国に対して O T C 類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書の提出を求めるものです。

初めに当局より、

O T C 類似薬については、国の社会保障審議会医療保険部会において、持続可能な医療保険制度の構築の観点から、医療保険制度改革の一部として、議論が行われたものです。

O T C 類似薬の保険適用の見直しについては、医療機関における必要な受診の確保をした上での保険給付の見直しの方法について議論が行われたほか、保険適用除外とした場合に患者の自己負担が著しく増えるケースがあることなどから、薬剤を保険適用としつつ、薬剤費の一部を保険給付の対象外とし、患者に「特別の料金」を求める新たな仕組みの創設について示されました。

また、子どもや慢性疾患を抱えている方、入院患者や処置等の一環で必要となる方、長期使用等が医療上必要である方については、配慮が必要であるとして、特別の料金は徴収しない方向で検討すべきとしています。

また、議論にあたっては、患者団体からのヒアリングも行われ、実際の当事者となっている方々からの声も拾い上げた上で議論がなされたものと考えています。

現在、国において制度の枠組みが示され、今後、令和 8 年度中の実施に向けた具体的な制度設計が図られていくことから、本市としても引き続き国の動向を注視してまいります。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

1 採択の立場で討論する。

社会保障費の上昇、医療費負担の世代間の公平性の観点から、制度を見直すという点については理解できるものの、制度設計によっては、陳情者の指摘するとおり「治療の断念」につながる危険性があると考えます。

また、我が党は積極財政への転換を訴えている。今のような緊縮財政下では、経済成長は見込めるべくもなく、このような制度改正という選択をせざるを得ないのは必然とも言える。現政府の責任は重大と考えます。

## 2 不採択の立場で討論する。

厚生労働省が公表している国民医療費は、令和5年度、約48兆915億円に達し、前年比約1.4兆円、3.0%増と右肩上がりである。この医療費の財源構成を見ると、保険料が約50%、公費が約38%を占めており、その多くを支えているのは現役世代で、大変重くなっており、OTC類似薬の保険適用除外については、持続的な医療制度を維持するための方策であると認識している。

公的医療保険の本来の役割を考えると、市販薬としてドラッグストアで購入可能な薬剤について、一定のルールの下で自己負担を基本とすることは、右肩上がりの医療費を支えるために避けて通れない選択であるものの、OTC類似薬に費やされている保険給付費は、影響額が900億円程度と総額に対して少ないことは注視していく必要がある。

陳情者が懸念されている「子育て世帯への影響」や「慢性疾患患者の経済的負担」については、十分に配慮されるべき重要な視点である。しかし、国の社会保障審議会等の議論においても、小児、入院患者、あるいは継続的な治療が不可欠な慢性疾患患者など、医療上の必要性が高いケースについては、引き続き保険給付の対象とする方向で慎重な検討が進められている。

## 3 不採択の立場で討論する。

便秘薬、湿布に関しては薬局に行くよりも、医師の処方があった方がよい。

それは、単に薬を購入するという行為ではなく、まず、医者に診てもらい症状を確認するものであり、処方はいくまで副次的な行為である。ただ、薬の安価な提供を前提として、全てを社会保険で賄うということは、モラルハザードを招きかねないと判断した。

私の母も、便秘で救急搬送、1週間の入院、投薬といったプロセスを経ているため、体調が悪いときは、迷わず救急車、病院といったことは、生

命を守るうえで極めて大切であると考え。陳情の趣旨は十分理解でき、全面的に否定するものではない。

国はこのような点についても、さらに検討を進めている。基本的には該当となる薬の保険適用は維持する、薬剤費の一部を特別料金とする、その中でも、こどもや慢性疾患がある方、入院や処置の一環で継続して使用することが必須となる方、長期使用等が医療上必要となる方については配慮が必要で、特別な料金は徴収しない方向で調整をしている。

今回は、どちらかというところ、採択の部分が不採択の部分よりもやや少ない、懸案事項は既に検討中のためやむを得ず不採択とした。

#### 4 不採択の立場で討論する。

本陳情は、医療費や薬代の負担に不安を抱える市民の切実な思いから提出されたものであり、その気持ちについては十分理解し、重く受け止めている。

一方で、国が示している今回の見直しは、O T C類似薬を一律に保険適用から除外するものではなく、保険適用は維持したまま、医療上の必要性が比較的到低い薬に限って、薬代の一部を自己負担してもらう仕組みが示されている。

こうした制度の趣旨や内容を踏まえると、現時点でO T C類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書を国に提出するのは適切ではないと判断する。

がありました。

採決の結果、1対5をもって、不採択すべきものと決定しました。

次に、議案第16号「流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による国民健康保険法の一部改正に伴い、国民健康保険料の算定において、これまでの基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額に、新たに子ども・子育て支援納付金賦課額を加えて保険料を賦課し、及び徴収するために必要な規定を追加するほか、所要の改正を行うものです。

審査の過程における討論として、

#### 1 1点要望し、賛成の立場で討論する。

国の制度改定について、本市のみ導入を見送ることができないため、賛成はするが、考え方としては賛同できない部分が多い。子育て支援の充実

には賛成である。この財源を国民健康保険料から捻出することには異議を唱える。

本市では、令和7年に既に実質上国民健康保険料の値上げを実施している。その理由は、①千葉県全体の国民健康保険に関する運営が厳しい状況であること、②後期高齢者医療保険の支援分の財源が不足していることがあげられ、原因は、本市の国民健康保険単体での財源不足というより、他の自治体や事業を援助する財源が足りないという内容であった。

現状の国民健康保険の財政は、独立採算制が基本といえども、毎年一般財源からの繰入れを実施しなければ、運営が厳しい状況である。既に援助を受けているところが、他のところを更に助ける、本末転倒であり論旨が破綻していると言わざるを得ない。そこは、当局とは見解が異なると考える。

2年連続の値上げで、必要以上に当局が悪者扱いされることは必至であり、ダークサイドに堕ちた国民健康保険の財政、陽はまた昇ると果たして言えるのかという印象を受ける。

窓口サービスの充実や十分な説明を果たすことを要望する。

2 1点要望し、賛成の立場で討論する。

子ども・子育て支援金に係る国民健康保険条例の改正案に対し、現役世代の負担増への危惧を表明する。

まず、過去20年、社会保険料は上がり続け、現役世代の負担率は「五公五民」とも言われる状態にある。さらなる「支援金」を上乗せすることは、残念と言わざるを得ない。現役世代が支えて成り立っている事業者の負担も心配ではあるが、国民健康保険においては、会社員と違い「事業主負担」がないため、加入者の負担感が倍増することや、特に18歳以降、支援されるべき「子育て世帯（多子世帯）」ほど、負担が増えてしまうことが考えられる。

しかし、少子化という待ったなしの課題に対し、一刻も早く対峙する必要があることから、この支援金によって確実に子育ての質向上に直結しているか、しっかり注視していただきたい。少子化が加速すれば、いわゆる低所得者のカテゴリでなくても苦しくなるように考える。所得の額面だけでは想像できない世帯の負担等も注視し、制度上の課題を整理することを要望する。

3 1点要望し、賛成の立場で討論する。

我が国の将来を担うこどもたちを全ての世代で支えるという、子ども・子育て支援金制度の意義については理解した。

また、県が示した納付金を支払うために必要となる保険料率についても、適正に設定されているものと考えている。

しかし、今回の子ども・子育て支援金分の制度開始によって、国保加入者、特に低所得者においては新たな負担となる。

また、本市では令和7年度において、保険料の改定を行っており、加入者の負担は年々増大している。

今後、赤字解消のための保険料改定を進めるにあたっては、令和7年度に行った保険料改定の結果を検証し、検討を進めるよう要望する。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第13号「令和7年度流山市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」について報告します。

本案は、決算的見地から、歳出では特定健康診査に係る委託料等を減額し、歳入では、繰入金の減額等、所要の補正を行うもので、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ872万1千円を減額し、145億6,570万7千円とするものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第12号「令和8年度流山市国民健康保険特別会計予算」について報告します。

本案は、保険給付費、事業費納付金等の所要額を計上し、これらの財源として国民健康保険料、県支出金、一般会計からの繰入金等をもって充て、歳入歳出予算総額を対前年度比2億4,334万3千円、1.7%増の147億282万6千円とするものです。

審査の過程における討論として、

1 1点要望し、賛成の立場で討論する。

都道府県単位での国保事業の運営を行うことへの考え方は理解できるものの、千葉県が国保事業を運営することに対しては、私は懐疑的な立場であることから賛成はしない。なぜならば、東葛地域は、過度な負担を強いられるからである。国民健康保険だけでなく、介護保険料、後期高齢者医療

への支援分等、純粋な国民健康保険の部分以外にも負担は増大している。

現役世代にとって、社会保険料は、可処分所得を減らす大きな要因で、保険料というよりも、福祉に関する税金と解釈できるように感じられる。しかし、厳しい中にも、予算編成上、担当部局としては、一般財源からの繰入れを最大限少なくして、独立採算制を維持することに注力している、健康施策と連動しながら医療費を減らす事業を展開している、市民からの苦情と千葉県からの圧力に挟まれ、相応の苦勞をしている等、与えられた条件の中で、やれることは全部やったと言えるだけの材料は持ち合わせていると判断した。市単独での努力には限界があると考える。窓口でのサービスは迅速にして、これ以上負担する人たちの時間を奪わないようにすることを要望する。

## 2 1点要望し、賛成の立場で討論する。

高齢化による医療費の増大に加え、国民健康保険の被保険者数の減少から難しいやりくりを担っている現状は認識している。当該予算については、交付金や繰入金を適切に配置し、安定的な運営が見込める予算と評価する。その中でも、社会問題となっている一部外国籍の方の未納問題に、自治体として主体的に取り組む姿勢及び最善を尽くし事業に努める姿勢を高く評価する。

今後も適正な事業推進を求める。

## 3 2点要望し、賛成の立場で討論する。

人口増加が続く本市においても、国民健康保険の被保険者数は減少傾向にあることに加え、医療費のかかる高齢者の占める割合が高い状況が続いている。

質疑を通じて、特定健康診査の受診率向上や、特定保健指導をはじめとする重症化予防の取組について、引き続き工夫と改善を重ねていく方針が確認できた。

今後は、受診勧奨の方法や通知内容の更なる改善を図るとともに、より多くの被保険者が健診に繋がるよう、実効性のある取組を一層推進すること。被保険者一人ひとりの健康保持・増進が、結果として国民健康保険財政の安定に繋がるとの認識のもと、予防を重視した取組を着実に推進することを要望する。

## 4 1点要望し、賛成の立場で討論する。

国民健康保険は、誰もが安心して医療を受けられる「国民皆保険制度」

の基盤であり、特に所得の不安定な方や高齢者を支える重要なセーフティネットである。

県への納付金を確実に計上しつつ、適正な収支均衡が図られており、国民健康保険の財政基盤を維持するために、適切な繰入れ事業の実施状況を確認ができた。将来にわたって制度を維持しようとする自治体の責任ある姿勢が評価できる。

特定健診の受診率向上や、重症化予防への積極的な取組として、データヘルス計画に基づき、被保険者の健康意識を高める施策については、市議会や地域にも協力いただけるような仕組みづくりを一緒に進めていくことを要望する。

#### 5 賛成の立場で討論する。

クレジット納付、モバイルレジ、キャッシュレス決済アプリによる納付割合が前年度より増加しているとのことであり、市が取り組んできた多種多様な納付方法の整備が一定の効果を上げていると考える。

さらに、令和9年度からは、納付書に印刷された二次元コードを読み込むことで、クレジットやキャッシュレス決済アプリで納付することができる仕組みを導入する予定であり、市民の利便性向上に対する市の姿勢を評価する。

保険料の多種多様な納付方法の整備は、市民の利便性向上だけでなく、収納率の維持・向上にも繋がっていくものと見込まれるため、今後もさらなる研究に努めることを期待する。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第15号「令和7年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について報告します。

本案は、決算の見地から、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金を減額し、歳入では一般会計からの繰入金を減額するもので、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ2,482万8千円を減額し、33億6,941万6千円とするものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第14号「令和8年度流山市後期高齢者医療特別会計予算」

について報告します。

本案は、後期高齢者医療広域連合への保険料の納付金並びに被保険者の管理及び保険料収納に要する経費等の所要額を計上し、これらの財源として後期高齢者医療保険料、一般会計からの繰入金等をもって充て、歳入歳出予算総額を対前年度比7億2,535万8千円、21.9%増の40億3,655万4千円とするものです。

審査の過程における討論として、

1 1点指摘し、賛成の立場で討論する。

現役世代で国民健康保険料を支払いながらも、後期高齢者負担分を支払う立場である。

マイナンバーカードを使っても、病院での診療や会計の待ち時間に大差がなく、診察券やお薬手帳等、別々に提示を求められると紛失しやすく再発行の手間がかかるといった医療サービス部分における課題が山積し、その多くが未解決のままであると思われる。そういった部分での不満を抱えながら、行政の窓口を訪れる人は多いと考える。そうなると、窓口サービスの瞬間からマイナスのスタートとなるため、注意が必要である点を指摘する。

2 賛成の立場で討論する。

本予算は、歳入歳出予算額40億3,655万4千円であり、前年度と比較して7億2,535万8千円の増となっていますが、歳入では後期高齢者医療保険料が全体の85%である一方で、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金が全体の96.9%であり、適正に執行できる予算と判断する。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第17号「流山市企業等立地の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、奨励措置のうち環境配慮型設備設置費助成金を廃止するとともに、奨励措置の適用及び取消しに係る納税に関する要件等を見直すものです。

また、本審査の過程において、議員間の自由討議が行われたことを申し添えます。

審査の過程における討論として、

1 賛成の立場で討論する。

条例改正の意義、要件や効果は、担当部局の説明及び質疑で確認できた。  
立地促進のため、積極的に営業することを期待する。

2 2点要望し、賛成の立場で討論する。

1点目は、事由に応じた課題整理を行ったうえで、市内経済循環に対する評価指標を研究すること。

2点目は、流山市が課題として認識している小児救急は、私も大きな課題として認識していることから、小児救急について研究すること。

総じて、土地や建物等のスムーズな活用という観点がある。交付条件として税制上の書類を集めにくいという事に対する迅速な対応策であると考え

がありました。

また、本審査の過程におきまして、継続審査の申し出がありましたが、採決の結果、継続審査の申し出については、1対5をもって否決されましたことを申し添えます。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上

## 都市建設委員会委員長報告書

令和 8 年 3 月 2 4 日

都市建設委員会に付託されました議案 1 2 件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、議案第 2 8 号「流山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部改正に伴い、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準を定めるほか、所要の改正を行うものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 2 7 号「流山市占用料条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は市が管理する道路及び準用河川に係る占用料の額を改定するものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 1 8 号「令和 8 年度流山市土地区画整理事業特別会計予算」について報告します。

本案は本市が施行する流山都市計画事業西平井・鱒ヶ崎地区一体型特定土地区画整理事業及び流山都市計画事業鱒ヶ崎・思井地区一体型特定土地区画整理事業に係る所要額を計上し、その財源として、清算金収入のほか、一般会計からの繰入金等をもって充て、歳入歳出予算総額を対前年度比 1, 5 4 6 万 6 千円、9 3. 5 % 減の 1 0 6 万 8 千円とするものです。

審査の過程における討論として、

1 1 点指摘し、反対の立場で討論する。

2 8 年もかかった事業が最終段階であるが、財政力の小さい本市が、駅もなく、線路も地下を通っているような地域に巨額の投

資をして進めるべき事業ではなく、当初の平成10年の財政見通しとの比較もされていない。しっかり事業の総括をすべきと指摘する。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第19号「令和7年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）」について報告します。

本案は西平井・鱈ヶ崎地区土地区画整理事業及び鱈ヶ崎・思井地区土地区画整理事業において、事業の進捗状況を踏まえ繰越明許費を設定するものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第25号「流山市初石駅施設整備基金条例を廃止する条例の制定について」について報告します。

本案は流山市初石駅施設整備基金の設置の目的が達成されることに伴い、同基金を廃止するものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第29号「東武野田線初石駅自由通路の整備工事の施行の委託に関する協定の変更について」について報告します。

本案は令和5年流山市議会第2回定例会で議決を経た東武野田線初石駅自由通路の整備工事の施行の委託に関する協定を変更するものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第26号「流山市都市公園条例等の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は市が管理する都市公園に係る占用料の額を改定するほか、所要の改正を行うものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第21号「専決処分の承認を求めることについて

（令和7年度流山市水道事業会計補正予算（第2号））」について報告します。

本案は国の物価高騰に係る交付金を活用して実施する水道の基本料金を免除するための経費について、特に緊急を要したため、令和8年1月9日付けで、令和7年度流山市水道事業会計補正予算第2号について専決処分したので、その承認を求めるもので、既定の水道事業費用及び水道事業収益にそれぞれ1,050万円を増額し、補正後の収益的支出の総額を35億4,302万9千円、収益的収入の総額を40億6,078万8千円とするものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、承認すべきものと決定しました。

次に、議案第22号「令和7年度流山市水道事業会計補正予算（第3号）」について報告します。

本案は国の補正予算により前倒しで事業を実施するため、資本的収入の既決予定額に330万円を増額し、総額を7億8,684万円とするものです。

また、資本的支出については、資本的収入に合わせ、老朽管等改良工事請負費3,300万円の増額及び継続費の変更に伴う西平井浄水場水処理施設更新事業7,054万3千円の減額を行うもので、既決予定額から3,754万3千円を減額し、総額を25億4,426万3千円とするものです。

さらに収益的支出については、資本的収支の変動に伴い、支払消費税の増加が見込まれることから水道事業費用に246万2千円を増額するもので、総額を35億4,549万1千円とするものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第24号「令和7年度流山市下水道事業会計補正予算（第2号）」について報告します。

本案は金利上昇に伴い企業債の予算金利の引き上げを行うものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致を

もって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第20号「令和8年度流山市水道事業会計予算」について報告します。

本案は収益的収支では、収入を40億3,657万7千円、支出を36億1,678万2千円とするものです。資本的収支では、収入を12億8,421万8千円、支出を35億9,095万7千円とするものです。

審査の過程における討論として、

#### 1 反対の立場で討論する。

流山市の水道事業について、24時間休みなしに安全な水の提供をされていること、突発的な事故への対応や、人口増への対応、老朽管耐震化への取組に敬意を表する。

また、今回、国の交付金を使って、物価高騰対策としての水道基本料の減免が予算化されたことは、我が党が何度も要望してきたことでもあり、評価する。

しかし、つくばエクスプレス沿線の630ヘクタールの開発はリスクの高い事業であり、そのためのインフラ整備として水道事業は過大な負担となっている。

#### 2 4点要望し、賛成の立場で討論する。

水道は、市民の命と暮らしを支える最も重要なライフラインである。

本予算においては、老朽管の更新、耐震化の推進、安定供給体制の維持など、安全・安心を守るための必要な投資が計上されている。

今後は、「老朽管更新のさらなる着実な推進」、「災害時給水体制の強化」、「高齢者世帯への丁寧な情報提供」、「技術職員の確保と育成」に一層取り組んでいただきたい。

#### 3 賛成の立場で討論する。

令和8年度においては、企業債収入額が償還金額を上回ったことにより、企業債残高は前年度より増加すると見込まれている。しかし、この増加は浄水場等の大規模更新に伴う一時的なものであり、将来世代の過度な負担増とならないよう今後は企業債残高を減らしていく方針は変わらないことが確認できた。

また、収益的収支においては、約4億円の黒字を確保できる見通しであり、健全な会計運営を続けていることを評価する。

以上の理由から、本予算は、将来を見通した安定的な水道事業経営を行っているとは判断できる。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第23号「令和8年度流山市下水道事業会計予算」について報告します。

本案は収益的収支では、収入を42億2,213万1千円、支出を42億3,156万8千円とする内容です。

資本的収支では、収入を26億5,701万3千円、支出を34億2,750万3千円とするものです。

審査の過程における討論として、

1 反対の立場で討論する。

市民のくらしに欠かせない下水道の運営に尽力していること、災害対応の準備などについて敬意を表する。

市民的関心事として、下水道管の適正な維持管理を確実に進めることが一番である。

しかし、つくばエクスプレス沿線の630ヘクタールの開発のためのインフラ整備で、下水道事業は、過大な投資を余儀なくされている。

2 1点要望し、賛成の立場で討論する。

下水道事業予算については、流山市下水道ビジョン及び流山市下水道事業経営戦略に基づき、既成市街地の污水管整備及び雨水管整備、つくばエクスプレス沿線整備事業に伴う污水管整備及び雨水管整備を実施され、普及率は9割を超え今後は維持管理・更新へと移行している。また、大規模な更新費用が一時的に集中しないように平準化する経営戦略を用いて、持続可能な事業運営に努めている。

今後も、持続可能なインフラ管理を行う下水道事業ストックマネジメントに基づき、計画的な点検・調査を実施されることを要望する。

3 1点要望し、賛成の立場で討論する。

収益的収支においては、前年度に引き続き赤字予算となっており、依然として厳しい経営状態であるものの、この赤字を解消すべく、令和9年度からの下水道使用料の改定に取り組んでいることを確認した。

下水道ビジョンに掲げる「市民の快適な暮らしを支える下水道」の継続のために必要な収入を確保するとともに、より一層の経費削減の努力を行っていただくことを要望する。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上

発議第 1 号

国連憲章と国際法の遵守を強く求める決議について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年3月24日提出

提出者

流山市議会議員 おだぎり たかし

賛成者

流山市議会議員 乾 えり

// 高橋 あきら

// 植田 和子

## 国連憲章と国際法の遵守を強く求める決議

第2次世界大戦後、各国が努力し、国連憲章と国際法に基づき、主権平等と武力不行使を築いてきた。

しかし今年1月、トランプ米政権は南米ベネズエラへの軍事攻撃を行い、米特殊部隊が同国の大統領と妻を拘束し、米国へ連行した。

いかなる理由であれ、主権国家に対して軍事攻撃を行い、指導者を拘束・連行する権利はどの国にも与えられていない。ロシアのウクライナ侵略をはじめ国際平和に特別の責任を負っている大国が、国際秩序を壊せば、世界的な平和の秩序が大きく崩されかねない。平和都市宣言を掲げる本市の市議会として強く非難する。

以上、決議する。

2026年3月24日

千葉県流山市議会

発議第 2 号

初石駅西口利用者の安全性向上を求める決議について  
上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年3月24日提出

提出者

流山市議会議員 おだぎり たかし

賛成者

流山市議会議員 乾 えり

// 高橋 あきら

// 植田 和子

## 初石駅西口利用者の安全性向上を求める決議

令和7年12月21日、東武野田線初石駅の自由通路と橋上駅舎の供用が開始された。

初石駅は改札口が西側にしかなく、駅東側の住民からは長年にわたり改善の要望が寄せられ、流山市及び柏市、両市議会に加え、住民・利用者、東武鉄道株式会社、そして国、千葉県も協働して取り組み、実現に至った。

令和8年2月現在、令和5年7月20日流山市と東武鉄道株式会社が交わした「東武野田線初石駅の橋上化及び自由通路整備工事に関する施行協定書」に基づき、既存駅舎等の撤去作業が流山市負担により進んでいる。また西口広場の将来像についても、関係者間の協議が重ねられているとのことである。

いっぽう駅西口利用者からは、より安全に利用できる初石駅及び西口広場を求める要望や、暫定的であっても既存駅舎跡地の一部を利用し、駅舎へ向かう通路の拡幅を求める要望が寄せられている。

初石駅利用者の安全性確保の向上には行政の取り組みと一体で、鉄道経営という社会的責任とともに、地権者である鉄道事業者の責任が非常に重要な役割といえる。

よって、以下のことを強く要望する。

## 記

- 1 東武野田線初石駅西口利用者の安全性向上に向け、関係各位が引き続き努力と協働に努めるよう求める。
- 2 駅西口利用者の通路を拡幅するため、既存駅舎撤去後の敷地一部を暫定的に活用できるよう関係各位が最善を尽くすこと。

以上、決議する。

2026年3月24日

千葉県流山市議会

発議第 3 号

重層的支援体制整備事業に対する方針転換に抗議し、十分な予算措置を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年3月24日提出

提出者

流山市議会議員 乾 えり

賛成者

流山市議会議員 高橋 あきら

// 植田 和子

// おだぎり たかし

重層的支援体制整備事業に対する方針転換に抗議し、十分な予算措置を求める意見書

重層的支援体制整備事業は、2020年に社会福祉法の改正により創設され、本市をはじめ、ひきこもりや貧困といった複合的な課題を抱える住民を横断的に支え、地域での共生を目指し重要な役割を担ってきた。

しかし厚生労働省は、今年1月事業方針を突如転換し、2026年度から1自治体当たりの交付金を大幅に削減する方針を示した。自治体における来年度予算編成がほぼ終了し、かつ関係事業者も年度末に向けた準備を整えている段階で、事前相談もないまま、一方的な予算削減は当該事業の存廃にとどまらず、行政運営全体に影響を広げるものとなる。

また地域住民から継続的、安定的な運営を求められている地方自治体としては、今回のような突然の方針転換と国の財政削減を常に想定することとなり、今後、国が求める様々な施策への取り組みにも暗い影を落としかねない。

そこで政府及び関係機関に対し、重層的支援体制整備事業に対する継続的で、十分な予算措置を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026年3月24日

衆議院議長	森 英介	様
参議院議長	関口 昌一	様
内閣総理大臣	高市 早苗	様
財務大臣	片山 さつき	様
厚生労働大臣	上野 賢一郎	様
内閣官房長官	木原 稔	様

千葉県流山市議会

発議第 4 号

非核三原則の堅持を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年3月24日提出

提出者

流山市議会議員 高橋 あきら

賛成者

流山市議会議員 乾 えり

// 植田 和子

// おだぎり たかし

## 非核三原則の堅持を求める意見書

非核三原則は、1967年当時、佐藤栄作首相が国会で表明し、1971年に衆議院においてこの原則の遵守に言及した決議が可決されて以来、非核三原則を国是とする国会決議を積み重ね、歴代内閣もこれを堅持している。また本市でも1987年1月平和都市宣言を行い、平和施策に市民、行政、市議会がともに力を尽くしてきた。

また80年前の広島と長崎にもたらされた惨禍は二度と繰り返してはならず、被爆の実相を後代に伝えつつ、非核三原則を堅持し、「核兵器のない世界」の実現に向けて努力を着実に積み重ねていくことは、唯一の戦争被爆国である我が国の使命である。

よって政府及び国会におかれては、非核三原則を堅持されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026年3月24日

衆議院議長	森 英介	様
参議院議長	関口 昌一	様
内閣総理大臣	高市 早苗	様
外務大臣	茂木 敏充	様
防衛大臣	小泉 進次郎	様
内閣官房長官	木原 稔	様

千葉県流山市議会

発議第 5 号

物価高騰を超える老齢基礎年金額の引き上げを求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年3月24日提出

提出者

流山市議会議員 高橋 あきら

賛成者

流山市議会議員 乾 えり

// 植田 和子

// おだぎり たかし

物価高騰を超える老齢基礎年金額の引き上げを求める意見書

年金は老後の生活を支える主要な柱である。

ところが、消費者物価指数からみた年金支給額は連続的に削減され、年金受給者の生活に深刻な影響を及ぼしている。また消費税増税、物価高騰、医療・介護保険料等の負担増がさらに追い打ちをかけている。

年金受給者の命と暮らしを守るためにも年金制度の改善が早急に求められている。

よって政府等関係機関は、物価高騰を超える老齢基礎年金額の引き上げを直ちに行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026年3月24日

衆議院議長	森 英介	様
参議院議長	関口 昌一	様
内閣総理大臣	高市 早苗	様
財務大臣	片山 さつき	様
厚生労働大臣	上野 賢一郎	様

千葉県流山市議会

# 請願・陳情の審査、提出方法について ヒアリングシート

記入日： 8 年 月 日

会派名：

## 1 陳情者の意見陳述について

- ・現在は請願・陳情の審査時に5分以内で実施。請願・陳情ともに同様の扱い。
- ・陳情の扱いが過度に重くなっているとの意見あり。

- 5分以内     実施しない     時間を短くする    【 \_\_\_ 分】
- ※現行どおり

(理由など)

## 2 陳情者への質疑について

- ・意見陳述と同様。

- 実施する     実施しない     制限付きで実施
- ※現行どおり    ⇒詳細は下の欄に記入

(制限付きで実施する場合の詳細、理由など)

## 3 項目別採決について

- ・請願(陳情)は議案の一類型とされ、一体性があるため、通常、請願全体を採択するもの。(会議規則第143条で(1)採択すべきもの(2)不採択とすべきもの、と規定されている。)
- ・本市議会では、願意を一部でも汲もうという考えから項目別採決が実施されている。

- 実施する     実施しない
- ※現行どおり

(理由など)

## 4 請願・陳情の提出方法について

- ・持参されたもののみ受け付けている。郵送されてきた陳情は参考配付。
- ・地方自治法の改正により、オンライン提出が可能となっている。
- ・実際の提出方法としては①電子申請システム②電子メールなどの事例がある。
- ・本人確認、真正性担保には電子署名の活用が有効。ちば電子申請サービスでは利用可能。

- オンライン化を検討する     現行どおり
- ↓オンライン化の対象を選択してください。 ⇒終了

- 請願     陳情 (  審査対象とする     参考配付とする )
- (理由など)

提出期限：4月13日(月)午後5時まで(議会事務局へ)

## 過去5年間の議員研修会内容（令和3年度～令和7年度）

- R 3 【新型コロナウイルス感染症やワクチン】  
中山 哲夫 先生 @北里大学大村智記念研究所  
感染制御・免疫学部門ウイルス感染制御学研究室 I 教授  
【これからの公民連携事業について～大東市での実践事例から～】  
入江 智子 先生 @大東公民連携まちづくり事業株式会社代表取締役
- R 4 【地方議会におけるハラスメントの防止に向けて】※講師はオンライン出演  
大山 礼子 先生 @駒澤大学法学部教授
- R 4 【まちづくりにおける危機管理について】  
青山 侑 先生 @東京都 元副知事、明治大学 名誉教授  
【SDGsと食品ロス削減について】  
井出 留美 先生 @株式会社office3.11
- R 5 【世界で加速する有機栽培の潮流に対する日本の農業の現状について、また、食の安全をどう確保するのか。】  
山田 正彦 先生 @弁護士、元農林水産大臣  
【民間主導・行政支援の公民連携事業】  
岡崎 正信 先生 @株式会社オガール代表取締役
- R 6 【能登半島地震の教訓に学び、自治体の防災計画にどうつなぐのか】  
室崎 益輝 先生 @神戸大学 名誉教授  
【地域を元気にする子どもの貧困対策について】  
渡辺 由美子 先生 @認定NPO法人キッズドア理事長
- R 7 【こどもの権利保障の重要性と条例制定の意義・効果】  
半田 勝久 先生 @日本体育大学体育学部教授、流山市子ども・子育て会議委員
- R 7 【公と民が手をつなぎ、世界に羽ばたくために一流山が持つべき視座―】  
堀切 功章 先生 @キックマン株式会社代表取締役会長

## 流山市議会議員研修会実施要望書

議会運営委員長 様

令和8年 月 日

令和8年度流山市議会議員研修会について、下記のとおり提出します。

会 派 名 ( 委 員 名 )	
実 施 時 期	
希 望 講 師	
講 演 内 容	

提出期限：令和8年4月13日（月）

# 令和8年度 議会運営委員会委員希望行政視察先集計結果

委員	視察希望時期		視察希望地		備考
	時期（月）	理由	自治体名	視察項目	
藤井 委員長					
近藤 副委員長 渡辺 委員	早期	残り任期が1年となることから	鹿児島県霧島市	ICT活用、議会報告会と議員活動の連携、議員研修について	
			鹿児島県薩摩川内市	議会改革と、主権者教育・市民参画の仕組み、特に、若者・市民との対話（高校生との意見交換会）について	
			鹿児島県垂水市	議員間討議の活性化と若者・女性の参画促進について、「対話」を重視した議会報告会	
			鹿児島県鹿屋市	議会BCP（災害時対応）や、オンラインを活用した取り組み	
			鹿児島県鹿児島市	・委員会の一部オンライン化や、ICTを活用した迅速な情報共有 ・議会BCP（業務継続計画）大規模災害を想定した議会運営の継続マニュアルについて	
岡 委員	正副委員長一任		岡山県倉敷市	迅速かつ適切な災害対策活動を行うため、倉敷市BCP（業務継続計画）を策定。オンライン委員会開催を可能とするため、会議規則及び委員会条例等の一部を改正。倉敷市議会議員政治倫理条例を施行。	
			大阪府池田市	ハラスメントを人権侵害と位置づけ、職員と市議会議員がお互いの尊厳を尊重し、良好な職場環境・活動環境を確立することを目的とする条例。	

## 令和8年度 議会運営委員会委員希望行政視察先集計結果

別紙8

委員	視察希望時期		視察希望地		備考
	時期（月）	理由	自治体名	視察項目	
おだぎり 委員	正副委員長一任		群馬県太田市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会BCP</li> <li>・ 市内学生との意見交換会の開催</li> <li>・ 議会議員政治倫理条例の規定による審査結果の報告・公表</li> </ul>	
			栃木県佐野市	市議会による政策提言の取り組み	
中川 委員	第2回定例会後	今後の協議に時間を要するため	広島県呉市	政治倫理条例について	政治倫理条例において、ハラスメント条項を規定しており、流山市議会における検討に資する。
			岡山県倉敷市	政治倫理条例について	政治倫理条例において、ハラスメント条項を規定しており、流山市議会における検討に資する。

令和8年流山市議会第2回定例会会期日程表（案）

別紙9

令和8年 月 日提出

月 日	曜日	内 容	月 日	曜日	内 容
6月 4日	木	本会議 午後1時開議	13日	土	休 会（議案研究）
		1 会議録署名議員の指名	14日	日	
		2 会期の決定	15日	月	休 会（市民経済常任委員会）
		3 議案第 号から議案第 号 報告第 号から報告第 号 （議案上程・提案理由説明及び報告）	16日	火	休 会（都市建設常任委員会）
		4 休会の件	17日	水	休 会（教育福祉常任委員会）
			18日	木	休 会（総務常任委員会）
			19日	金	休 会（総合調整）
			20日	土	
21日	日				
22日	月				
23日	火				
5日	金	休 会（議案研究）	24日	水	本会議 午後1時開議 1 議案・請願・陳情 （委員長報告・質疑・討論・採決） 2 発議上程 （提案理由説明・質疑・討論・採決） 3 所管事務の継続調査について
6日	土				
7日	日				
8日	月				
9日	火	本会議 午前10時開議 1 市政に関する一般質問	24日	水	
10日	水	本会議 午前10時開議 1 市政に関する一般質問			
11日	木	本会議 午前10時開議 1 市政に関する一般質問			
12日	金	本会議 午前10時開議 1 市政に関する一般質問 2 議案第 号から議案第 号 （質疑・委員会付託） 3 請願・陳情の件 （委員会付託） 4 休会の件			

- 5月25日（月） 請願・陳情締切【～午後5時】  
 5月26日（火） 全議員に対する議案説明会、全員協議会【午後1時30分～】  
 5月28日（木） 令和8年第2回定例会招集告示  
 5月29日（金） 一般質問通告受付【午前8時30分～午後5時15分】  
 6月1日（月） 一般質問通告受付【午前8時30分～正午】  
 6月2日（火） 議会運営委員会【午前10時～】  
 6月12日（金） 議会運営委員会【午前9時～】  
 6月24日（水） 議会運営委員会【午前10時～】